

事 務 連 絡

平成19年3月30日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険課
老人保健課

療養環境減算に係る経過措置の廃止に伴う取扱いについて

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第41号）附則第7条第2号及び第12条第2号の規定により、医療法施行規則第21条第2項第3号に規定する基準に該当しない指定介護療養型医療施設の食堂であって、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていないものについては、平成19年3月31日で廃止されることとなります。これに伴い「国保連合会とのインタフェース」等については、別紙のとおり一部変更となります。

つきましては、管下の市町村に対しまして、本資料を速やかに配布していただきますよう、よろしくお願いいたします。

本資料は、WAM-NETにも掲載する予定です。

<照会先>

（インタフェース関係）

厚生労働省老健局介護保険課 システム管理指導官 秋田谷
Tel.03-5253-1111（内線2166）

（インタフェース関係以外）

厚生労働省老健局老人保健課 企画法令係 米 丸
Tel.03-5253-1111（内線3949）

別 紙

国保連合会とのインタフェースの変更点について（資料1）

変更点は以下のとおり。

<共通編>

○コード一覧

・内容を変更する

（項番53）療養環境基準

1：基準 2：減算型Ⅰ 3：減算型Ⅱ 4：減算型Ⅲ

・施設等区分が 1：病院療養型 6：ユニット型病院療養型 A：病院経過型 の場合

1：基準 2：減算型Ⅰ 3：減算型Ⅱ

・施設等区分が 2：診療所療養型 7：ユニット型診療所療養型 の場合

1：基準 2：減算型

2 介護報酬の算定構造の変更点について（資料2）

変更点は以下のとおり。

<介護サービス>

○Ⅰの9のロの「注 施設基準の区分による療養環境減算」欄の「病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)－115単位」を削除する。

○Ⅰの9のハの「注 施設基準の区分による療養環境減算」欄の「診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ)－60単位」を「診療所療養病床療養環境減算－60単位」に改め、「診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ)－100単位」を削除する。

○Ⅲの3のイの「注 施設基準の区分による療養環境減算」欄の「病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)－115単位」を削除する。

○Ⅲの3のロの「注 施設基準の区分による療養環境減算」欄の「診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ)－60単位」を「診療所療養病床療養環境減算－60単位」に改め、「診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ)－100単位」を削除する。

<介護予防サービス>

○Ⅰの9のロの「注 施設基準の区分による療養環境減算」欄の「病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)－115単位」を削除する。

- Iの9のハの「注 施設基準の区分による療養環境減算」欄の「診療所療養病床療養環境減算(I)－60単位」を「診療所療養病床療養環境減算－60単位」に改め、「診療所療養病床療養環境減算(II)－100単位」を削除する。

国保連合会とのインタフェースの変更点について

療養環境減算に係る経過措置の廃止に伴う連合会とのインタフェースの変更について、その基本方針を以下に示す。

1. 外部インタフェース仕様

区分	インタフェース種類	交換情報識別番号	レイアウト方針	平成19年5月以降提出分に対する連合会の対応	
				平成19年3月以前の情報	平成19年4月以降の情報
共通	コード一覧	追加なし	・ レイアウト変更なし 療養環境基準の内容を変更する	現行通り	施設等の区分が病院療養型、ユニット型病院療養型、病院経過型の場合、基準、減算型Ⅰ、減算型Ⅱを設定可能とし、施設等の区分が診療所療養型、ユニット型診療所療養型の場合、基準、減算型を設定可能とする

1. 4 コード一覧

項番	コード名称	属性	バイト数	内容		
53	療養環境基準	数字	1	施設等の区分	内容	
					平成19年3月以前	平成19年4月以降
				病院療養型 ユニット型病院療養型 病院経過型	1:基準 2:減算型I 3:減算型II 4:減算型III	1:基準 2:減算型I 3:減算型II
	診療所療養型 ユニット型診療所療養型	1:基準 2:減算型				

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさない場合	注	注	注	注	注
				利用者の数 及び入院患者 の数の合計 が入院患者 の定員を 超える場合	看護-介護 職員の員数が 基準を満た ない場合 又は	管理師が基 準に定めら れた看護職員 の員数に 20/100を乗 じて得た数未 満の場合 又は	療養の医師 確保計画を 届出たもの 以外で、医師 の数が基準に 定められた医 師の員数に 60/100を乗 じて得た数未 満である場合 又は	療養の医師 確保計画を 届出たもの 以外で、医師 の員数が基準 に定められた 医師の員数に 60/100を乗 じて得た数未 満である場合
(1) 病院 療養病床 短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 病院 療養病床 短期入所 療養介護費(I) <従来型個室>	経過的要介護 (534 単位)	-25単位	×70/100				
		要介護1 (701 単位)						
		要介護2 (811 単位)						
		要介護3 (1,049 単位)						
		要介護4 (1,150 単位)						
	要介護5 (1,241 単位)							
	(二) 病院 療養病床 短期入所 療養介護費(II) <多床室>	経過的要介護 (618 単位)						
		要介護1 (832 単位)						
		要介護2 (942 単位)						
		要介護3 (1,180 単位)						
		要介護4 (1,281 単位)						
	要介護5 (1,372 単位)							
(三) 病院 療養病床 短期入所 療養介護費(III) <従来型個室>	経過的要介護 (498 単位)							
	要介護1 (641 単位)							
	要介護2 (750 単位)							
	要介護3 (910 単位)							
	要介護4 (1,066 単位)							
(四) 病院 療養病床 短期入所 療養介護費(IV) <多床室>	経過的要介護 (582 単位)							
	要介護1 (772 単位)							
	要介護2 (881 単位)							
	要介護3 (1,041 単位)							
	要介護4 (1,197 単位)							
(五) 病院 療養病床 短期入所 療養介護費(V) <多床室>	経過的要介護 (473 単位)							
	要介護1 (611 単位)							
	要介護2 (722 単位)							
	要介護3 (873 単位)							
	要介護4 (1,030 単位)							
(六) 病院 療養病床 短期入所 療養介護費(VI) <多床室>	経過的要介護 (557 単位)							
	要介護1 (742 単位)							
	要介護2 (853 単位)							
	要介護3 (1,004 単位)							
	要介護4 (1,161 単位)							
(七) 病院 療養病床 短期入所 療養介護費(VII) <多床室>	経過的要介護 (473 単位)							
	要介護1 (611 単位)							
	要介護2 (722 単位)							
	要介護3 (873 単位)							
	要介護4 (1,030 単位)							
(2) 病院 療養病床 経過型短 期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床経過型短 期入所療養介護費(I) <従来型個室>	経過的要介護 (534 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
		要介護1 (701 単位)						
		要介護2 (811 単位)						
		要介護3 (919 単位)						
		要介護4 (1,010 単位)						
	要介護5 (1,101 単位)							
	(二) 病院療養病床経過型短 期入所療養介護費(II) <多床室>	経過的要介護 (618 単位)						
		要介護1 (832 単位)						
		要介護2 (942 単位)						
		要介護3 (1,050 単位)						
要介護4 (1,141 単位)								
要介護5 (1,232 単位)								
(3) ユ ニ ット 型 病 院 療 養 病 床 短 期 入 所 療 養 介 護 費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病 床短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	経過的要介護 (625 単位)	×97/100					
		要介護1 (835 単位)						
		要介護2 (945 単位)						
		要介護3 (1,183 単位)						
		要介護4 (1,284 単位)						
	要介護5 (1,375 単位)							
	(二) ユニット型病院療養病 床短期入所療養介護費(II) <ユニット型個室>	経過的要介護 (625 単位)						
		要介護1 (835 単位)						
		要介護2 (945 単位)						
		要介護3 (1,183 単位)						
要介護4 (1,284 単位)								
要介護5 (1,375 単位)								
(4) 特定病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(760 単位)							
(5) 栄養 管理体制 加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)							
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)							
(6) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)							
(7) 緊急短期入所ネットワーク加算	(1日につき 50単位を加算)							
(8) 特定診療費								

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所療養病床短期入所療養介護費(I) 看護<6:1>介護<6:1>	a 診療所療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	経過的要介護 (517 単位)	×70/100	診療所療養病床短期入所療養介護減算(1) ~60単位 診療所療養病床短期入所療養介護減算(2) ~100単位	片道につき +184単位
		要介護1 (682 単位)				
		要介護2 (734 単位)				
		要介護3 (786 単位)				
		要介護4 (837 単位)				
		要介護5 (889 単位)				
		b 診療所療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	経過的要介護 (601 単位)			
		要介護1 (813 単位)				
		要介護2 (865 単位)				
		要介護3 (917 単位)				
	要介護4 (968 単位)					
	要介護5 (1,020 単位)					
	(二) 診療所療養病床短期入所療養介護費(II) 看護<3:1>介護<3:1>	a 診療所療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	経過的要介護 (447 単位)			
		要介護1 (592 単位)				
		要介護2 (638 単位)				
		要介護3 (684 単位)				
		要介護4 (730 単位)				
		要介護5 (776 単位)				
		b 診療所療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	経過的要介護 (536 単位)			
		要介護1 (723 単位)				
要介護2 (769 単位)						
要介護3 (815 単位)						
要介護4 (861 単位)						
要介護5 (907 単位)						
(2) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	経過的要介護 (608 単位)	×97/100			
		要介護1 (816 単位)				
		要介護2 (868 単位)				
		要介護3 (920 単位)				
		要介護4 (971 単位)				
	要介護5 (1,023 単位)					
	(二) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(II) <ユニット型準個室>	経過的要介護 (608 単位)				
		要介護1 (816 単位)				
		要介護2 (868 単位)				
		要介護3 (920 単位)				
要介護4 (971 単位)						
要介護5 (1,023 単位)						
(3) 特定診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)		(760 単位)				
(4) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)					
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)					
(5) 療養食加算		(1日につき 23単位を加算)				
(6) 緊急短期入所ネットワーク加算		(1日につき 50単位を加算)				
(7) 特定診療費						

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

3 介護療養施設サービス
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入院患者の数が入院患者の定員を超過する場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	前地の医師確保計画を提出したにもかかわらず、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	前地の医師確保計画を提出したにもかかわらず、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境改善	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に該当する基準の区分による加算
(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護(6)・介護(4)	要介護1 (671単位) 要介護2 (781単位) 要介護3 (1,019単位) 要介護4 (1,120単位) 要介護5 (1,211単位)										
	(二) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護(6)・介護(5)	要介護1 (782単位) 要介護2 (892単位) 要介護3 (1,130単位) 要介護4 (1,231単位) 要介護5 (1,322単位)										
	(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護(6)・介護(6)	要介護1 (611単位) 要介護2 (720単位) 要介護3 (880単位) 要介護4 (1,036単位) 要介護5 (1,078単位)										
(2) 療養型特設型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 療養型特設型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護(6)・介護(5)	要介護1 (581単位) 要介護2 (692単位) 要介護3 (843単位) 要介護4 (1,000単位) 要介護5 (1,041単位)	-25単位	$\times 70/100$								
	(二) 療養型特設型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護(6)・介護(6)	要介護1 (692単位) 要介護2 (803単位) 要介護3 (954単位) 要介護4 (1,111単位) 要介護5 (1,152単位)			$\times 70/100$							
	(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護(6)・介護(6)	要介護1 (671単位) 要介護2 (781単位) 要介護3 (889単位) 要介護4 (980単位) 要介護5 (1,071単位)			$\times 70/100$							
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護(6)・介護(6)	要介護1 (782単位) 要介護2 (892単位) 要介護3 (1,000単位) 要介護4 (1,091単位) 要介護5 (1,182単位)										
	(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護(6)・介護(6)	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (1,133単位) 要介護4 (1,234単位) 要介護5 (1,325単位)										
	(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護(6)・介護(6)	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (1,133単位) 要介護4 (1,234単位) 要介護5 (1,325単位)							$\times 97/100$			
注 身体拘束禁止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)												
注 外泊時費用		入院患者に対して在宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定										
注 試行的遠隔サービス費		入院患者に対して在宅における試行的遠隔を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定 ((2)の基本単価に準じる。)										
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定										
(4) 初期加算 (1日につき +30単位)												
(5) 遠隔指導加算	(一) 遠隔指導加算	a 遠隔前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、遠隔後1回を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して遠隔後の療養上の指導を行った場合									
	b 遠隔時指導加算 (400単位)	注 遠隔後の主治医に対して診療情報を提供した場合										
	c 遠隔時情報提供加算 (500単位)	注 在宅介護支援センターと遠隔期から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合										
	d 遠隔期連携加算 (500単位)											
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)												
(6) 栄養管理加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)											
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)											
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)												
(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)												
(9) 経口移行加算(1日につき)	(1) 経口移行加算(Ⅰ) (28単位)											
	(2) 経口移行加算(Ⅱ) (5単位)											
(10) 療養加算 (1日につき 23単位を加算)												
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)												
(12) 特定診療費												

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			注	注	注
			入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費 (I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1 (652 単位)	×70/100	診療所療養病床療養環境加算(Ⅰ)に該当する場合は、80単位
			要介護2 (704 単位)		
			要介護3 (756 単位)		
			要介護4 (807 単位)		
			要介護5 (859 単位)		
		b 診療所型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	要介護1 (763 単位)		
		要介護2 (815 単位)			
		要介護3 (867 単位)			
		要介護4 (918 単位)			
		要介護5 (970 単位)			
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (I) <ユニット型個室>	a 診療所型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1 (562 単位)	×97/100	診療所療養病床療養環境加算(Ⅱ)に該当する場合は、100単位
			要介護2 (608 単位)		
			要介護3 (654 単位)		
			要介護4 (700 単位)		
			要介護5 (746 単位)		
		b 診療所型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	要介護1 (673 単位)		
		要介護2 (719 単位)			
		要介護3 (765 単位)			
		要介護4 (811 単位)			
		要介護5 (857 単位)			
注 身体拘束防止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)					
注 外泊時費用			入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、444単位を算定		
注 他科受診時費用			入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定		
(3) 初期加算 (1日につき +30単位)					
(4) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)			
		b 退院時指導加算 (400単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合		
		c 退院時情報提供加算 (500単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合		
		d 退院前連携加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合		
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)					
(5) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)				
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)				
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)					
(7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)					
(8) 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)				
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)				
(9) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)					
(10) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)					
(11) 特定診療費					

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注																
			夜勤を行う職員 の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数 及び入院患者 の数の合計が入院 患者の定員を 超える場合は	看護・介護職 員の員数が 基準に満たない 場合は	看護師が基準 に定められた 看護職員 の員数に 20/100を乗 じて得た数未 満の場合は	所在地の医師 確保計画を 届出したもの で、医師の数 が基準に定め られた医師の 員数に 60/100を乗 じて得た数未 満である場合は	所在地の医師 確保計画を 届出したもの 以外で、医師の 数が基準に 定められた医 師の員数に 60/100を乗 じて得た数未 満である場合は	実働のユニット リーダーをユ ニット毎に配 置していない 等ユニットケ アにおける体 制が未整備で ある場合は	施設基準の 区分による療 養費減算	医師の配置 について医療 法施行規則 第49条の規 定が適用され ている場合は	夜勤を行う職 員の勤務条 件に関する基 準の区分によ る加算	利用者に対し て送迎を行う 場合は											
(1) 病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費 (1日につき)	(一) 病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(Ⅰ) 看護<6.1> 介護<4.1>	a.病院療養病床介護予防短期 入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (534 単位)	-25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100	病院療養病床 介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅰ) <従来型個室> 12単位 病院療養病床 介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅱ) <多床室> 13単位 病院療養病床 介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅲ) <多床室> 14単位 病院療養病床 介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅳ) <多床室> 15単位	-12単位	夜間勤務等 看護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等 看護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等 看護(Ⅲ) +7単位	片道につき +184単位											
		b.病院療養病床介護予防短期 入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (618 単位) 要支援2 (772 単位)																					
	(二) 病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(Ⅱ) 看護<6.1> 介護<5.1>	a.病院療養病床介護予防短期 入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (498 単位) 要支援2 (622 単位)																					
		b.病院療養病床介護予防短期 入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (582 単位) 要支援2 (727 単位)																					
	(三) 病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(Ⅲ) 看護<6.1>	a.病院療養病床介護予防短期 入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (473 単位) 要支援2 (591 単位)																					
		b.病院療養病床介護予防短期 入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (557 単位) 要支援2 (696 単位)																					
	(2) 病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床経過型介護 予防短期入 所療養介護 費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (534 単位) 要支援2 (667 単位)											×70/100	×90/100	×90/100								
		(二) 病院療養病床経過型介護 予防短期入 所療養介護 費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (618 単位) 要支援2 (772 単位)																					
	(3) ユニッ ト型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費 (1日につき)	(一) ユニ ット型病院 療養病床 介護予防 短期入所 療養介護 費(Ⅰ) <ユニット 型個室>	要支援1 (625 単位) 要支援2 (781 単位)																					
		(二) ユニ ット型病院 療養病床 介護予防 短期入所 療養介護 費(Ⅱ) <ユニット 型個室>	要支援1 (625 単位) 要支援2 (781 単位)																					
	(4) 栄養管 理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)																						
		(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)																						
(5) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)																							
(6) 特定診療費																								

□ : 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注				
(1) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (517 単位)	×70/100	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境加算	利用者に対して送迎を行う場合				
			要支援2 (646 単位)								
		b 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (601 単位)								
			要支援2 (751 単位)								
	(二) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (447 単位)								
			要支援2 (559 単位)								
		b 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (536 単位)								
			要支援2 (670 単位)								
	(2) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>						要支援1 (608 単位)	×97/100	診療所療養病床療養環境加算(Ⅰ) -60単位 診療所療養病床療養環境加算(Ⅱ) -100単位	片道につき +184単位
								要支援2 (760 単位)			
(二) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>			要支援1 (608 単位)								
			要支援2 (760 単位)								
(3) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)										
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)										
(4) 療養食加算											
(5) 特定診療費											

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

療養環境基準にかかる既存の介護サービス事業所の届出留意事項

項番	サービス種類等	変更点	既存事業所の取り扱い
1	(介護予防)短期入所療養介護、 介護療養型医療施設(病院療養型・ユニッ ト型病院療養型・病院経過型)	療養環境基準「4 減算型Ⅲ」の廃止	従来の届出内容とは算定要件が異なるため、従来の届出内 容が左記に該当する場合で減算を行うためには、新たな届出 が必要となる
2	(介護予防)短期入所療養介護、 介護療養型医療施設(診療所(療養)型・ ユニット型診療所(療養)型)	療養環境基準「3 減算型Ⅱ」の廃止	従来の届出内容とは算定要件が異なるため、従来の届出内 容が左記に該当する場合で減算を行うためには、新たな届出 が必要となる

介護報酬関係 Q & A

（特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合に
おける平成19年4月1日以降の取扱いについて）

（問）平成19年3月31日をもって、病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）及び診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）が廃止となったが、介護療養型医療施設等に係る3人部屋以上の病室において、特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合の今後の取扱い如何。

（答）

- 1 介護療養型医療施設等に係る3人部屋以上の病室において、特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合は、病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）又は診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）を適用することとなっているところ。
- 2 今般、居住環境の改善という観点から、病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）及び診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）が平成19年3月31日をもって廃止されることとなるが、平成19年4月1日以降についても、1に示す「特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合」にあつては、従前どおり、当該病室に入院している患者について、病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）及び診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）を適用するものとする。
（引き続き、サービスコード表における病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）及び診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）の項目は残し、これを利用していただくものとする。）

（参考）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第40号 第2の3（3）①イ及び第2の7（15）⑥）